



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 95 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 96 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 97 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (")
- 98 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 99 " (")
- 100 " (")
- 101 保安林予定森林 (森林整備課)
- 102 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 103 土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (都市政策課)
- 104 " (")
- 105 平成22年度和歌山県立図書館資料納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

○ 労働委員会告示

*1 和歌山県公営企業職員の非組合員の範囲

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)
- " (教育委員会)

告 示

和歌山県告示第95号

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|------------|----------|---------------|----------------|--------------------------------|--------|----------------|----------|-----------|
| 3012250183 | ゆみ介護サービス | 田辺市新屋敷町42番地の2 | 居宅介護 重度訪問介護 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児 | 株式会社ゆみ | 田辺市新屋敷町42番地の2 | 平成22.2.1 | 平成28.1.31 |

和歌山県告示第97号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関 (更生医療・育成医療) を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年3月25日まで縦覧に供する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成22年1月25日

2 名称

特定非営利活動法人きみの定住を支援する会

3 代表者の氏名

平井二嗣

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海草郡紀美野町神野市場226番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、田舎暮らしに関心のある人および紀美野町住民に対して、移住・定住及び交流に関する事業を行い、紀美野町の町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第96号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

に基づき公示する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指定年月日 |
|----------|------------|--------------------|--------------------------------------|----------|
| しんぐう市民薬局 | 新宮市蜂伏287-5 | - | 前田和秀 | 平成22.2.1 |

和歌山県告示第98号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ有田川店
和歌山県有田郡有田川町天満池の内407-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前9時、閉店時刻 午前零時
（変更後）開店時刻 午前7時、閉店時刻 午前零時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前8時30分から午前零時30分まで
（変更後）午前6時30分から午前零時30分まで
- 4 変更年月日
平成22年2月1日
- 5 変更する理由
お客様利便性向上のため。
- 6 届出年月日
平成22年1月22日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
有田川町産業課（有田郡有田川町大字金屋3番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年2月5日から同年6月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第99号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワみなべ店
和歌山県日高郡みなべ町芝227-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時
（変更後）開店時刻 午前7時、閉店時刻 午後11時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前8時30分から午後11時30分まで
（変更後）午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更年月日
平成22年2月1日
- 5 変更する理由
お客様利便性向上のため。
- 6 届出年月日
平成22年1月22日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
みなべ町産業課（日高郡みなべ町芝742番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年2月5日から同年6月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

縦覧期間 平成22年2月5日から同年6月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ上富田店
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来154-1 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後10時
（変更後）開店時刻 午前7時、閉店時刻 午後10時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前8時30分から午後10時30分まで
（変更後）午前6時30分から午後10時30分まで
- 4 変更年月日
平成22年2月1日
- 5 変更する理由
お客様利便性向上のため。
- 6 届出年月日
平成22年1月22日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

和歌山県告示第101号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町和深字丸之本1208、字観音平1245の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸之本1208（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 海草郡紀美野町箕六、紀美野町上ヶ井、紀美野町津川及び紀美野町三尾川地区
- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべり
 - 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
小松谷イワシ谷（1-303-1-049）、津川谷右支溪（1-303-1-015）、津川谷右支溪（1-303-1-016）、野中谷（1-303-1-017）、津川谷右支溪（1-303-1-018）、津川（1-303-1-019）、津川谷右支溪（1-303-1-020）、箕六（Ⅰ-566）、上ヶ井（201）（Ⅱ-2726）、上ヶ井（202）（Ⅱ-2727）、上ヶ井（203）（Ⅱ-2728）、上ヶ井（204）（Ⅱ-2745）、上ヶ井（205）（Ⅱ-2746）、上ヶ井（206）（Ⅱ-2771）、上ヶ井（207）（Ⅱ-2772）、上ヶ井（208）

(Ⅱ-2773)、上ヶ井(209)(Ⅱ-2774)、上ヶ井(210)
 (Ⅱ-2776)、上ヶ井(211)(Ⅱ-2777)、上ヶ井(212)
 (Ⅱ-2778)、上ヶ井(213)(Ⅱ-2779)、上ヶ井(214)
 (Ⅱ-2780)、上ヶ井(301)(Ⅲ-1457)、三尾川(306)
 (Ⅲ-1473)、上ヶ井(303)(Ⅲ-1475)、上ヶ井(304)
 (Ⅲ-1476)、上ヶ井(305)(Ⅲ-1477)、上ヶ井(1)
 (Ⅳ-9019)、上ヶ井(2)(Ⅳ-9020)、上ヶ井(3)
 (Ⅳ-9021)、上ヶ井(4)(Ⅳ-9022)、上ヶ井(5)
 (Ⅳ-9023)、上ヶ井(6)(Ⅳ-9024)、上ヶ井(7)
 (Ⅳ-9025)、上ヶ井(8)(Ⅳ-9026)、上ヶ井(9)
 (Ⅳ-9027)、上ヶ井(10)(Ⅳ-9028)、津川(201)
 (Ⅱ-2623)、津川(202)(Ⅱ-2624)、津川(203)
 (Ⅱ-2625)、津川(204)(Ⅱ-2626)、津川(205)
 (Ⅱ-2627)、津川(206)(Ⅱ-2628)、津川(207)
 (Ⅱ-2629)、津川(208)(Ⅱ-2630)、津川(210)
 (Ⅱ-2632)、津川(211)(Ⅱ-2633)、津川(212)
 (Ⅱ-2634)、津川(213)(Ⅱ-2635)、津川(302)
 (Ⅲ-1459)、津川(303)(Ⅲ-1460)、津川(304)
 (Ⅲ-1461)、津川(401)(Ⅳ-9001)、津川(402)
 (Ⅳ-9002)、津川(403)(Ⅳ-9003)、津川(404)
 (Ⅳ-9004)、津川(405)(Ⅳ-9005)、津川(406)
 (Ⅳ-9006)、津川(407)(Ⅳ-9007)、津川(408)
 (Ⅳ-9008)、津川(410)(Ⅳ-9010)、津川(411)
 (Ⅳ-9011)、津川(413)(Ⅳ-9013)、津川(416)
 (Ⅳ-9016)、津川(417)(Ⅳ-9017)、上ヶ井(159)、
 小松(490)、上ノ城山(294)、津川(296)

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第103号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、申請のあった南海橋本林間田園都市第三-4地区土地区画整理事業に係る事業計画の変更について、認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称 南海電気鉄道株式会社
- 2 事業施行期間 平成12年12月8日から平成27年3月31日まで

- 3 施行地区 橋本市隅田町垂井、山内の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 南海橋本林間田園都市第三-4地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 大阪市中央区難波五丁目1番60号
- 6 施行認可の年月日 平成12年12月8日
- 7 変更認可の年月日 平成22年2月5日

和歌山県告示第104号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、申請のあった南海橋本林間田園都市第三-8地区土地区画整理事業に係る事業計画の変更について、認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称 南海電気鉄道株式会社
- 2 事業施行期間 平成12年12月8日から平成32年3月31日まで
- 3 施行地区 橋本市隅田町山内、平野の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 南海橋本林間田園都市第三-8地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 大阪市中央区難波五丁目1番60号
- 6 施行認可の年月日 平成12年12月8日
- 7 変更認可の年月日 平成22年2月5日

和歌山県告示第105号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成22年度和歌山県立図書館資料納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 入札に付する事業
平成22年度和歌山県立図書館資料納入業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成22年2月20日(土)現在において、次の要件を満たしている者とする。
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
 (5) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができるのと認められる回答書を提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 財務諸表（個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
 - カ 使用印鑑届
 - キ 納税証明書
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書
- (2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成22年2月5日（金）から同月19日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成22年2月19日（金）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
 和歌山市西高松一丁目7番38号
 和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室
- (2) 日時
 平成22年2月10日（水）午後2時から
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
 平成22年2月11日（木）から同月20日（土）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
 和歌山県立図書館総務課
 和歌山市西高松一丁目7番38号
 郵便番号 641-0051
 電話番号 073-436-9500
 ファクシミリ番号 073-436-9501
- 7 申請書類に使用する言語
 申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成22年2月25日（木）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
 (2) (1) の説明は、平成22年3月12日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
 (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成22年3月25日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成22年1月25日認定したので、次のとおり告示し、平成8年和歌山県地方労働委員会告示第2号（地方公営企業職員の非組合員の範囲）は、廃止する。

平成22年2月5日

和歌山県労働委員会会長 吉澤 義則

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）第1条に規定する和歌山県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合については、当該和歌山県公営企業の職員のうち次の表に掲げる者

| 勤務箇所 | 労働組合法第2条第1号に該当する者 |
|-----------------|---|
| 本庁 | 商工観光労働部長、商工労働政策局長、公営企業課長、同課副課長、同課財務企画班長 |
| 和歌山県工業用水道管理センター | 所長 |

公 告

入札公告

物品（印刷）の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号並びに調達案件名
平成22年度 調達案件番号 02101005016号
和歌山県広報誌「県民の友」印刷
- (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県広報誌「県民の友」印刷 1式
- (3) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (4) 納入期限
入札説明書による。
- (5) 納入場所
入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に記載されている者であること。ただし、入札参加資格停止措置を受けて入札日において入札参加資格の停止期間中である者を除く。

なお、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課
- (2) 期間
平成22年2月5日（金）から同年3月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課入札室（本館2階）
- イ 入札日時
平成22年3月24日（水）午前10時から
- ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年3月23日（火）午後5時までに和歌山県出納局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成22年3月23日（火）午前9時から同月24日（水）午前9時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

入札は、1部当たりの単価で行う。また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第3号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（落札価格）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者その他の入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県出納局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県出納局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県出納局総務事務集中課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2294
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合

がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

- (6) この入札は、平成22年2月和歌山県議会において、平成22年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1 Unit
- (2) Date and time for tender : 10:00 a.m. 24 March 2010
- (3) Contact point for the notice : Business Center Division, Treasury Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294

入札公告

平成22年度和歌山県立図書館資料納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成22年度
 - (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料 一式
 - (3) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
 - (5) 納入期間
平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
平成22年和歌山県告示第105号に規定する和歌山県立図書館資料納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成22年2月5日（金）から同月20日（土）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成22年2月19日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成22年2月10日（水）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

イ 入札日時

平成22年3月26日（金）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成22年3月26日（金）午後2時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料の本体価格（消費税及び地方消費税相当

額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成22年2月和歌山県議会において、平成22年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library ; 1 set

(2) Date and time for tender : 2:00 P.M. Friday 26 March 2010

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library, 1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City Wakayama 641-0051 Japan
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)